～　企業主導型保育施設を利用される(利用中の)方へ　～

１　子どものための教育・保育給付支給認定証の発行について

子どものための教育・保育給付支給認定証(以下、認定証とする)を発行するためには、施設利用開始日までに練馬区へ保育の必

要性の認定を申請する必要があります。教育・保育給付認定申請書①②、父母の保育を必要とする事由が確認できる書類(下表に

該当する書類)を、施設利用開始日までに保育課保育認定係へご提出ください。

※　必ず施設と保護者間で入園手続きを済ませてから認定申請をしてください。

※　申請書等を受理後、認定通知書と認定証を発行するのに２週間ほどかかります。

※　施設利用開始日を過ぎてからの申請の場合、提出書類を練馬区で受理した日からの認定となります。

施設利用開始日に遡及して認定することはできません。

２　育休中の申請について

認定申請はできますが、原則入園月中の復職が必須となり、復職できなかった場合は認定取り消しとなります。

※　育児休業取得前から就労しながら同一保育施設を利用している場合や、育児休業取得中に既に利用している保育園等を３

月末に卒園となる場合(例：受入上限が２歳児クラス以下の保育施設からの卒園)は、例外的に認定できる場合があります。

３　３号から２号認定への切替申請について 教育・保育給付認定申請書①②、父母の保育を必要とする事由が確認できる書類(上表に該当する書類)を、３号認定の認定期

限日を迎える前に、保育課保育認定係までご提出ください。

４　提出方法について

1. 郵送：〒176-8501　練馬区豊玉北６－１２－１　練馬区保育課保育認定係
2. 窓口：練馬区 保育課 保育認定係 （練馬区役所本庁舎１０階）

オンライン申請用LoGoフォーム

：各総合福祉事務所相談係（光が丘、石神井、大泉）

※受付時間：平日の８時３０分～１７時１５分

③　オンライン申請：右の二次元コードから開くことができます。

【練馬区公式ホームページ】<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

保育園等申込書および各種書類ダウンロード

右の二次元コードを読み込むと区ホームページにアクセスでき、子どものための教育・保育給付認定の申請に必要な書類のうち、区の様式（『就労証明書』等）をダウンロードすることができます。

【問い合わせ先】練馬区こども家庭部保育課保育認定係　℡０３－５９８４－１４７９